

奈良県広域水道企業団告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和7年4月1日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

第1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社大阪水道総合サービス

第2 指定公金事務取扱者の所在地

大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号

第3 委託した公金事務に係る歳入

水道料金、加入金、手数料、下水道使用料

第4 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和7年3月27日

第5 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日